

# 一般社団法人千葉県社会福祉士会会員の入会に関する規則

規則第1号

<制定>平成 24 年 10 月 28 日

## (目的)

第1条 この規則は、一般社団法人千葉県社会福祉士会（以下「本会」という。）定款第5条及び第6条の規定に基づき、本会の会員の入会基準等の基本的事項を定めることを目的とする。

## (正会員の入会基準)

第2条 本会の正会員は、定款第5条第1項第1号に定める入会基準を満たす者とする。

## (準会員の入会基準)

第3条 本会の準会員は、定款第5条第1項第2号に定める入会基準を満たす者とする。

2 入会後に社会福祉士及び介護福祉士法（以下「法」という。）第28条の規定により社会福祉士の登録を受けた場合は、準会員を退会する。この際、定款第5条第1項第1号に定める入会基準を満たし入会を希望する場合は、第2条に規定する本会の正会員として改めて前条の入会申込を行う。

## (賛助会員の入会基準)

第4条 定款第5条第1項第3号に規定する賛助会員は、次の各号に定める基準を満たすものとする。

- (1) 本会の目的に賛同し、本会の事業推進を援助すること。
  - (2) 個人の場合は、定款第5条第1項第1号に定める入会基準を満たす者でないこと。
  - (3) 本会理事会において、賛助会員として適切であると承認を受けること。または、本部の賛助会員であって、本会の賛助会員として入会を希望するときは本部の推薦を受けること。
  - (4) 所定の年会費を本会に納入すること。
- 2 前項第2号により入会した者は、入会後に定款第5条第1項第1号に定める入会基準を満たした場合は、賛助会員を退会する。この際、定款第5条第1項第1号に定める入会基準を満たし入会を希望する場合は、第2条に規定する本会の正会員として改めて前条の入会申込を行う。

## (入会申込)

第5条 本会への入会申込は、定款第6条第1項に定める入会申込書によって行われなければならない。

## (委任)

第6条 本規則に定めるもののほか、入会に関して必要な細目事項は、理事会において別に定める。

## (改正)

第7条 この規則を改正するときは、総会の承認を得なければならない。

## 附 則

- 1 この規則は、本会の設立登記のあった日から施行する。
- 2 この規則の施行の時点で社団法人千葉県社会福祉士会の会員であった者は、本会の設立後も引き続き会員とする。